

本規約は、株式会社 海技（以下「海技」という。）で実施している「登録タンカー学科講習」（以下「学科講習」という。）の受講を希望される皆様（受講申込担当者を含む。以下同じ。）に適用されます。

記

1. 受講を希望される皆様は、本規約に同意し遵守していただくものとします。
2. 受講申込
 - (1) 学科講習の日程及び内容については、海技のホームページに掲載するものとします。
 - (2) 申込方法
 - ①受講申込は、別紙「受講申込書」に必要事項をご記入の上、メールに添付して送信して頂くものとします。
 - ②受講申込は、先着順に受付けます。受講を希望されても定員に達している場合にはお申し込みができないときがあり、その時はキャンセル待ちとなります。
 - ③受講者数が開催に必要となる最低人員に満たない場合は、止むを得ず開講しないことがあります。
 - (3) 予約
 - ①受講生が確定していない場合でも受講申込は可能です。
 - ②受講申込は、受講を確約するものではありません（この時点では仮予約の状態）。「受講申込書」による受講申込（仮予約）後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、受講申込（仮予約）が取り消されます。
 - ③受講生が確定していない場合でも受講することが決まっているときは、受講枠を確保するため早めに受講申込（仮予約）を行ってください。
 - ④受講申込（仮予約）は、講習開始日の 3 日前の 15 時までとします。これを過ぎると、受講申込はできません。なお、当該日数の計算は、土日祝日等を含めず海技の営業日でカウントします。
 - (4) 申込の確定（本申込）
 - ①仮予約後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認でき、海技による入金処理が行われた時点で申込の確定（本申込）となります。
 - ②入金期限日時は、申込受付の日から 14 日を経過した日の 15 時までとなります。
 - ③上記②の規定にかかわらず、申込受付の日が講習開始日の 1 ヶ月前以内となった場合の入金期限日は、申込受付の日から 3 日を経過した日の 15 時まで（当該入金期限日時が訓練開始日の 3 日前までを過ぎるときは、講習開始日の 3 日前の 15 時まで）となります。なお、講習開始日の一ヶ月前とは当該講習開始日の前月同日とし、該当日が存在しないときは前月の最終日とします。
 - ④上記②及び③の日数の計算は、土日祝日等を含めず海技の営業日でカウントします。
 - (5) 受講者の変更
企業等で受講申込が行われた場合、勤務の都合など合理的な理由により受講者の変更が必要となるときは、これを認めるものとし、その他、受講の権利を第三者に譲渡することは認められません。
 - (6) 受講参加資格
 - ①受講に際して、年齢や受有資格等による制限はありません。
 - ②受講の可否に疑義がある場合は、海技まで事前にお問い合わせください。
3. 受講料等
 - (1) 受講料等
 - ①学科講習の受講料は海技のホームページに掲載するものとします。
 - (2) キャンセル料
 - ①入金後に講習の受講をキャンセルする場合は、キャンセルの時期により以下のキャンセル料を申し受けます。
なお、次の日数の計算は、暦日でカウントします。
<受講のキャンセル料>

・講習開始日の 15 日前まで	一律 10,000 円（不課税）
・講習開始日の 14 日前から前日まで	受講料の 50%（不課税）
・講習開始日当日	受講料の全額（不課税）
 - ②キャンセル料及び振込手数料は、入金された受講料等から差し引くものとし、残金を返納いたします。
4. 受講に関する注意事項等

- (1) 講習の受講には、海技が発行する正規の受講票が必要です。
- (2) 受講票は、受講料等の入金を確認でき、海技による入金処理が行われた時点で申込の確定（本申込）となった際、送付される入金確認メールに添付して送付されます。なお、受講者が後日確定した場合又は変更したときは、申し出により後日、PDF ファイルの受講票を送付します。
- (3) 受講票は各自で印刷し、講習開始日には受講者の確認等を行いますので、提出していただきます。提出していただけない場合は、受講できなくなることがあります。
- (4) 講習開始日は、それぞれ指定された時間までに神奈川県横須賀市所在の指定された場所に集合してください。また、2 日目以降については、前日に指示された場所及び時間に集合してください。遅刻した場合は、その後の受講ができなくなる場合があります。
- (5) 受講者は必ず海技の職員の指示に従ってください。
- (6) 履修内容の全てを修了した受講者には、修了証書を交付します。また、判定試験に合格した方には、修了証書に併せ登録講習修了証明書を交付します。ただし、途中で受講を取りやめた場合、講習の一部を欠席した場合及び修了試験に合格できなかった場合は、修了証書及び登録講習修了証明書は交付できず、受講料等の返金もいたしません。
- (7) 受講者は、予め海技から指示された必要物品を各自持参してください。原則、海技での貸出等はいたしません。

5. 講習の中止等

- (1) 天変地異、気象・海象の状況、インフルエンザ等の感染症の蔓延その他やむを得ない理由により、講習を中止することがあります。
- (2) インフルエンザ等の感染症に関し、発熱などの罹患の疑いがある場合は、他の受講者への感染等を防止するため受講をご遠慮頂きます。
- (3) (1)及び(2)により講習が途中で中止となった場合、未実施の講習については、後日開催する同じ講習で参加できる日程に振り替えて受講していただくなど、ご相談に応じます。
- (4) (1)及び(2)のいずれの場合も、受講料については返金いたしません。

6. 禁止事項及び免責事項

- (1) 海技は、受講者に次に掲げる不正等を発見した場合又は迷惑行為があった場合は、講習からの退場を命じ、当該講習の継続受講を拒否できるものとします。その場合、修了証書及び登録講習修了証明書は交付せず、受講料等の返納もいたしません。また、当該受講者については、以後海技で実施する他の講習等についても受講を受けられないことができるものとします。
 - ① 他人を偽り受講した場合
 - ② 著しく講義の進行を妨げた場合
 - ③ 判定試験等において不正行為を行った場合
 - ④ 正当な理由なく海技の職員の指示に従わなかった場合
 - ⑤ 職員及び他の受講者に対し、迷惑となる行為をした場合
- (2) 海技は、自然災害、政府の行為若しくは不作為、法律・規則・命令の遵守、政府の要求、嵐、洪水、地震、津波、戦争、内乱、暴動、ストライキ、ロックアウト、感染症の蔓延その他当事者の合理的な制御を超える不可抗力による事情により訓練が遅延又は実施できなかった場合には、それによって生じた損害については、責任を免れることができる。

7. 個人情報の取扱い

- (1) 海技では、講習受講により得た個人情報（過去に取得したものを含む。以下同じ。）は、次の目的のために利用します。
 - ① 受講可否の判断及び受講履歴の管理
 - ② 受講の目的を達成するために必要となる受講申込企業、保険会社、官公署等への提供
 - ③ 海技内における統計資料の作成等
- (2) 講習の受講を希望される方は、受講申込に際し、海技が個人情報を(1)の目的のために利用することについて同意して頂きます。同意いただけない場合は、講習の受講をお受けすることができません。
- (3) 講習の受講申込をもって、(2)の同意をいただいたものとします。

8. 著作権等

- (1) 提供される情報及びその他の著作物（以下「著作物等」という。）に関する権利は、海技又は当該著作物等の著作権者に帰属します。
- (2) 海技の事前の書面による承諾を得ずに、著作物等を複製、公衆送信、頒布、翻案、翻訳及び二次的著作物への

利用等を行うことはできません。

- (3) 海技が受講者に提供する教材及び講習内容（以下「海技教材」という。）に係る一切の著作権及び知的財産権は、海技に帰属します。
- (4) 海技教材は、受講者が個人で学習する目的以外で使用及び複製することはできません。
- (5) 原則、講習会場において、講義内容等を撮影、収録（録画・録音等）することはできません。
- (6) 上記に違反した場合は、直ちにその使用等の差し止めを求め、法的措置を執ることとなります。また、撮影し、収録し、又は複製した海技教材を使用する講習の受講料の 3 倍の料金に加え、使用者数又は複製した数量を乗じた金額を損害賠償金として申し受けることとします。なお、撮影し、収録し、又は複製した著作物等、海技の教材、資料、映像等については、直ちに処分するなどの措置をとるものとします。

9. その他

- (1) 個別講習の申込み、受講料、受講料等の支払方法、キャンセル料については、委託者と海技の協議に基づき個別に取り決めるものとし、それ以外の事項については、本規約を適用するものとします。ただし、本規約が適用される場合であっても、委託者と海技が別途合意した事項については、その合意が優先されるものとします。
- (2) 個別講習については、講習の申込に際し、本規約に同意していただきます。同意いただけない場合は、講習を開催することができません。
- (3) 講習の申込みをもって、(2)の同意をいただけたものとします。
- (4) 本規約の目的に反せず、必要に応じ、合理的な範囲内で本規約を変更することがあります。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

1. 本規約は、令和 4 年 4 月 1 日から効力を発する。